

在ノルウェー日本国大使館からの領事メール（令和3年12月13日付）

※以下は、本13日付で「外務省海外安全ホームページ 最新情報」から配信されております【「広域情報」新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置】のポイントです。詳細は同メール又は以下の本文中にあるリンクを確認してください。

●本13日、日本政府は、新たな水際対策の強化を発表しました。これにより、12月16日（木）午前0時以降、ノルウェーから入国する方については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）における（3日間ではなく）6日間の待機などが必要となります。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1213_list.pdf

●ご帰国をお考えの方は、必ず入国前に最新の水際対策を確認してください。

1 新たな水際対策措置など日本帰国時の注意

13日、日本政府は、「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置」を発表しました。これにより、12月16日（木）午前0時以降、ノルウェーから入国する方については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機し、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受け、陰性と判定された方については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日目（※）までの間、自宅等で待機をすることになります。なお、現時点では、上記宿泊施設における宿泊費、食費、検査費用、空港一泊施設往復の移動手配などは、日本政府が負担することとなっています。

（※）ノルウェーからの帰国者・入国者の待機期間は14日間から10日間に変更（2022年1月15日-2022年1月28日）、その後10日間から7日間に変更されました（2022年1月29日より）。

○新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ（12月13日更新）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について（詳細はこちらのウェブサイトでも更新されます）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

○この水際対策措置に関するお問い合わせ窓口は以下をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C157.html

2 既存の水際対策措置など日本帰国時の注意

また、既に領事メールでお伝えしているとおり、日本における水際対策は継続されており、日本入国の際には出国前72時間以内の検査証明、誓約書、スマートフォンの携行（必要な

アプリの登録・利用)及び質問票の提出が求められています。また、検査証明には、厚生労働省が指定するフォーマットを可能な限りご利用いただき、出発地、経由地を含め航空機への搭乗を拒否されるなどトラブルや混乱が生じないように以下のウェブサイトを活用の上、最新情報をご確認ください。

○厚生労働省ホームページ（水際対策に係る新たな措置について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

○検査証明書について（よくある質問）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

○当館からの案内（ノルウェーにおける検査機関等の情報）

https://www.no.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00406.html

【送信元】

在ノルウェー日本国大使館 領事班

電 話： (+47)2201-2900

メール： ryouji@os.mofa.go.jp

※ 「在留届」を提出した方で帰国、第三国に転居した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

URL： <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>